

令和6年度 福祉サービス苦情解決事業 第三者委員研修会 開催要項

適格請求書の必要な事業者の皆様へ

本開催要項は、適格請求書の記載要件を記載しております。
適格請求書が必要な事業者の方は、参加費振込領収書とともに本要項を保管してください。

1 目的

平成12年の社会福祉法改正により、福祉サービス分野に初めて苦情解決の仕組みが導入されて以来、福祉サービスを提供する事業所には「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」「第三者委員」が配置され、苦情等に対応する体制整備が進められてきました。

また、熊本県運営適正化委員会が毎年度実施している「福祉サービス苦情解決に関する状況調査」では、8割以上の事業所が第三者委員を設置していますが、社内体制・役員等で対応している未設置の事業所もあります。

第三者委員には、利用者等が職員に直接伝えにくい苦情等を受け止める窓口になり、事業所と利用者等の間で解決できない苦情等を公正中立な立場で円滑・円満に解決を図る重要な役割が期待されています。更に、第三者委員は、事業所に対して、苦情解決を通じて福祉サービスの改善と質の向上に資する助言を行うという役割も担っています。

そこで、本研修会は、福祉サービスの苦情解決に携わる第三者委員や、事業所関係者が福祉サービスの苦情内容とその対応方法についての理解を深めることを目的として開催します。

2 主催

熊本県運営適正化委員会

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会（熊本市中央区南千反畑町3番7号）

3 期日

令和7年2月6日（木）

4 会場

菊陽町図書館ホール

菊池郡菊陽町原水1438-1 電話096-232-7756

5 参加対象

県内の社会福祉事業所、社会福祉協議会の第三者委員及び役職員

6 定員

200名（会場の都合上、定員になり次第締め切ります。）

7 日程

12:30～	受付
13:30～	開会・挨拶 熊本県運営適正化委員会 三角 恒 委員長
13:35～	講演 「福祉サービスの質と第三者委員の役割について（仮）」 講師 熊本学園大学 社会福祉学部 特任講師 川上 賢蔵 氏 ※途中休憩が入ります。
15:35	閉会

8 申込方法

令和6年12月20日（金）までに「参加申込フォーム」からお申し込みください。

URL <https://forms.gle/WRM3bknTAHjopvcZ8>

熊本県社会福祉協議会のホームページからお申込みの際は、次のとおりです。

〔熊本県社会福祉協議会(ホームページ)〕(最下部左側)〔運営適正化委員会〕、〔～お知らせ～〕『令和6年度第三者委員研修会』開催のご案内」の中の【参加申込フォーム】を押下してください。

※ 本会から受講決定通知等はお送りしません。申込が完了した場合には、システムによる自動返信メールが届きます。



9 参加費

1人2,000円（税込み）

〔内訳〕 税抜金額 1,819円

〔内訳〕 税率10% 消費税額 181円

(1) 参加費のお支払いは銀行振込のみとなりますので、令和6年12月30日（月）までに次の口座にお振込みください。※振込手数料は、各自で御負担ください。

銀行名：肥後銀行(0182) 水道町(すいどうちょう)支店(152) 口座番号：普通預金 1236434 口座名義：フク)クマモトケンシヤキヨウ 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会長 良永彌太郎 登録番号：T6330005001467

- (2) 複数人での参加の場合は、人数分の参加費をお振込みください。
(3) 指定期日までに入金がない場合は、申し込みを取り消させていただきます。
(4) 参加費は原則返金できませんので、御了承ください。

- (5) 領収証は発行しません。
- (6) 振込の際のお名前は、施設・事業所名を記入してください。

10 その他

個人情報の取り扱いについて

- (1) 「参加申込フォーム」に記載された個人情報は、本研修会の運営・管理の目的のみに利用させていただきます。
- (2) 当日は、会場駐車場は、収容台数に限りがありますので、公共交通機関又は乗り合わせのうえ御利用ください。

11 問合せ先

熊本県運営適正化委員会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター内

電話096-324-5471 ファックス096-355-5440

メール tekiseika@kumashakyo.jp

